

令和7年度運行管理者一般講習受講料助成取扱要領

令和7年4月9日

一般社団法人 東京都トラック協会

1. 事業の趣旨

運行管理者講習の受講率向上および運行管理の安全性向上を図るため、会員事業者に対して、選任されている運行管理者が受講すべき運行管理者一般講習を受けた際の受講料の一部を助成する。

2. 実施期間

事業の実施期間は令和7年4月9日（水）から令和8年2月27日（金）までとする。但し、事業実施期間内でも、予算額に達した場合には終了とする。

3. 予算額

320万円

4. 助成対象者

東ト協会会員事業者の都内事業所にて選任されている運行管理者で、法律の規程により令和7年度中に一般講習の受講義務のある者。

5. 助成対象講習

貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づき国土交通大臣が定めた講習のうち、講習認定機関が実施する運行管理者一般講習（貨物）で、前項「1. 実施期間」で定めた期間中に受講および受講料の支払いが完了したもの。ただし、令和7年4月1日以降に受講および受講料の支払いが完了したものは遡って対象とする。

※認定機関については、国土交通省・自動車総合安全情報HP内の「運行管理者について」を参照。

URL：<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/dispatcher.html>

6. 助成対象人数・助成額

（1）助成人数

1 会員事業者につき支部登録台数分まで（上限10名）とする。

（2）助成額

1名につき3,200円を上限として、助成対象講習の受講料を助成する。

7. 申請方式・申請書類等

助成を受けようとする事業者は、次の申請様式①および②に、添付書類③から⑤を添えて、東ト協宛に郵送または持参等により提出すること。

なお、各申請様式、および添付資料について、写しでの提出可否の記述がない資料は、作成

原本を提出すること。

(1) 申請様式

①「令和7年度運行管理者一般講習受講料助成 助成金交付申請書」(様式1)

②「受講者一覧表」(様式2)

(2) 添付書類

③ 受講者が運行管理者として選任されていることを挙証できる「選任届出書」の写し
※所属事業所における最新の選任状況が分かる物。

④ 「『運行管理者手帳』の氏名・顔写真掲載ページおよび受講日が記録されたページの写し」、「修了証明書の写し」など、受講したことを挙証できる資料

⑤ 「領収書の写し」、「支払証明書の写し」、「振込証明書の写し」など、受講料を支払ったことを挙証できる資料

8. 助成金の支払い

東ト協は会員事業者から助成金の交付申請があった場合、その内容を審査し、適正と認めたときは助成金を交付する。

9. 報告

東ト協は、運行管理者一般講習受講料助成の交付申請を行った会員事業者、および同助成金の交付を受けた会員事業者に対し、当該助成等に関する必要な報告等を求めることができる。

以上

※ 本助成事業の問い合わせ先・申請書類送付先

一般社団法人東京都トラック協会 業務部 交通・環境グループ

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-1-8

TEL 03-3359-3618